

4 月度 農業共済推進委員会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 5 年度作付け計画の変更について 【 P.2 】

本年 3 月に提出された水稲共済細目書に基づいて交付金申請等の書類を整備しています。作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、変更の事実が確認出来たら速やかに、別紙を利賀支店まで提出して下さい。

報告用紙は、茶封筒に 2 枚ずつ入っています。
配布物 令和 5 年度水稲共済細目書の生産者控え

2. 令和 5 年度経営所得安定対策等交付金交付申請について 【 P.3~P.6 】

令和 5 年度交付申請を受け付けしますので、氏名とふりがなを記入してもらい、下記の期限までに回収し利賀支店へ提出してください。

(申請期間)
4 月 26 日 (水) ~ 5 月 22 日 (月) 但し、土日・祝日は除く

3. 令和 5 年度生産調整等実施水田の現地確認について
令和元年度より現地確認は関係機関の職員で行っております。本年も農業共済推進委員の皆様の立ち会いや圃場への案内は不要です。

【 参 考 】 確認日は、 7 月 7 日 (金)

4. 経営所得安定対策等の要綱改正について 【 P.7 】

交付対象水田の見直しが行われました。具体的には、「5 年間 (R4~R8) に一度も水張り (水稲作付け) が行われない農地は交付対象水田としない」となりました。

利賀地域では、「自家菜園」や「白爵かぼちゃ」「みょうが」、「行者にんにく」「そば」などを、令和 4 年より 5 年間作付けした圃場が対象になると思われます。

今すぐに対応する必要はないと思いますが、今のうちから作付け計画を考えておく方が良いかもしれません。

となみ野地域水田農業推進協議会（FAX：22 - 4728）行

発信日付： 年 月 日

〔 富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター
となみ野農業協同組合 利賀支店・井波中央支店 営農指導員 〕

令和 5 年 作付内容変更報告 兼 問い合わせ用紙

【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける	当初内容	変更後内容	備 考
《記入例》 水田協 太郎	P 耕地番号 南砺 137-1	面積 作物 異動 耕作者	ふくひかり 10.2a	とがおとめ 8.2a 自家菜園 2.0a	(面積と作物を変更する)
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			

【 問い合わせ 】

発信者	面積確認 欄		水田協チェック 欄							
	氏 名	連絡先	合計	水稲 面積計	転作等 面積計	細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	営農指導員
TEL 又 FAX 番号										

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は inatofu@p1.coralnet.or.jp のアドレスに送信してください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

申請年月日 年 月 日
フリガナ
氏名又は法人・組織名
フリガナ
代表者氏名(法人・組織のみ)
住所
電話番号
法人番号
経営形態
認定状況
収入保険の加入状況
前年の税務申告の状況

氏名とフリガナを記入して下さい。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確定であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」に係る生産予定面積欄を記載する必要があります。
※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。
交付金名
年産の申請
(参考)前年産の申請状況
事業名
年産の申請
(参考)前年産の申請状況

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)
交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米
小麦
二条大麦
六条大麦
はだか麦
大豆
てん菜
でん粉原料用ばれいしょ
飼料用米
米粉用米
WCS用稲
加工用米
新市場開拓用米
飼料作物
そば
なたね
産地交付金等の交付対象作物
水田農業高収益化推進助成対象作物

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)
○実践している ○実践する予定 ○知っているが未実践 ○知らない

⑤ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)
登録済の振込口座
変更なし ○ 新規 □ 変更あり
「個人情報の取扱い」に記載された内容について
同意する

交付申請者管理コード
「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード
【地域協議会等】 【地方農政局等】

年 月 日

通信欄

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

Table with 3 columns: 対象農産物, 地域等区分, 生産予定面積

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。
免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者(簡易課税事業者含む) 免税事業者 各構成員が申告

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード
「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード
【地域協議会等】 【地方農政局等】

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の1の(7)、Ⅳの第2の2の(9)の⑥のエ及びⅣの第2の3の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(注) 面積払の収穫後交付(申請)を希望した場合は、数量払交付申請書を提出する際、対象畑作物の収穫状況により、面積払交付の希望の有無を申請してください。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品質区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領(令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知)に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

〔なお、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルの確保に務める必要があります。〕

2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

〔上記の事項は、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金に波及する場合もあるため、十分に注意願います。〕

(1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**

(2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**

(3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

(4) **必要書類が保管されていないため**、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**

(5) 地方農政局等による「**経営所得安定対策等立入調査**」に応じない場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った場合**

個人情報の取扱い

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行	土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2 適切で効果的・効率的な施肥	施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3 効果的・効率的で適正な防除	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4 廃棄物の適正な処理・利用	循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5 エネルギーの節減	温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6 新たな知見・情報の収集	環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7 生産に係る情報の保存	生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手續上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手續を行うなど訂正手續が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手續が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

[昨年秋に決定した方針]

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日（参）農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。